

## ■ 4条1項11号

不服 2022-016757

### <本願商標>

「i n o w」(標準文字)

第9類「電子計算機用プログラム、人工知能の機能を有する電子計算機用プログラム、データの可視化用コンピュータソフトウェア、電子応用機械器具（「ガイガー計数器・高周波ミシン・サイクロトロン・産業用X線機械器具・産業用ベータートロン・磁気探鉱機・磁気探知機・地震探鉱機械器具・水中聴音機械器具・超音波応用測深器・超音波応用探傷器・超音波応用探知機・電子応用扉自動開閉装置・電子顕微鏡」を除く。）、電子管、半導体素子、電子回路（「電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路」を除く。）、業務用テレビゲーム機用プログラム、電気通信機械器具、腕時計型携帯情報端末、スマートフォン、家庭用テレビゲーム機用プログラム、携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM、レコード、インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物、映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント」

### <結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：「アイノー」(標準文字)

第9類「カメラ用魚眼レンズ、光学機械器具、センサー（測定機器）（医療用のものを除く。）、位置測定用センサー、3次元計測装置、レーザーを使用した測定機械器具、測定機械器具、デジタルビデオカメラ、画像処理装置、電気通信機械器具、産業用ロボットの構成を最適化するための2次元または3次元シミュレーション用コンピュータソフトウェア、電子計算機用プログラム、コンピュータソフトウェア、電子応用機械器具及びその部品、データ処理機器、自律型ロボット（産業用・医療用・遊戯用のものを除く。）並びにその部品及び附属品」並びに第37類及び第42類に属する役務

## <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

### (1) 本願商標について

本願商標は、「i n o w」の欧文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、一般的な英語の辞書等に載録されている既成の語ではなく、特定の意味合いを有する語として知られているとも認められないものであるから、一種の造語として理解され、これよりは特定の観念を生じないものである。

また、造語からなる欧文字にあつては、親しまれたローマ字読み又は英語風に称呼するのが一般的であるところ、本願商標は、一般的なローマ字の読み方に倣えば、まず、「イノウ」の称呼が生じるのが自然といえ、さらには、その構成中に広く一般に知られる平易な英単語である「n o w」（「ノウ」と発音）と共通する綴りを含むことから、「イノウ」又は「アイノウ」の称呼をも生じ得るものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応し、「イノウ」の称呼が生じるほか、「イノウ」や「アイノウ」の称呼をも生じ得る一方、特定の観念は生じない。

### (2) 引用商標について

引用商標は、「アイノー」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して「アイノー」の称呼を生じ、また、該文字は一般的な辞書に載録されている既成の語ではなく、特定の意味合いを有する語として一般に知られているものでもないことから、特定の観念は生じない。

### (3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標は、それぞれ上記（1）及び（2）のとおりであるところ、本願商標は欧文字からなるのに対し、引用商標は片仮名からなるものであるから、両者は文字の種類を異にする点において、その外観が相違するものといえる。

そして、称呼においては、本願商標から生じる「イノウ」、「イノウ」及び「アイノウ」と、引用商標から生じる「アイノー」の称呼では、音構成に明確な差異があることから、両者は明瞭に聴別される。

さらに、観念においては、両者はいずれも特定の観念を生じないものであるから、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

#### (4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定商品及び指定役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

#### 弁理士コメント

本願商標「i n o w」と引用商標「アイノー」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

まず、人によっては、なぜ本件が拒絶査定不服審判でまで争われたのか疑問に感じた方もおられるかもしれません。おそらく、原査定では、本願商標「i n o w」より「アイノウ」の称呼が生じ得ると認定されたことから、同じく「アイノー」の称呼が生じる引用商標「アイノー」とは類似すると判断されたということでしょう。

一方で、本審決では、本願商標「i n o w」からは「イノウ」、「イナウ」、「アイナウ」の称呼が生じ得るとはされているものの、「アイノウ」の称呼については何も言及されていません。「アイノウ」の称呼は生じ得ない、という判断なのでしょう。とはいえ、「イノウ」の称呼は生じるのに、なぜ「アイノウ」の称呼が生じないのかという理由については述べられてはいません。

この点、「～NOW (n o w)」が「～ノウ」と発音されると考えられるのは、やはり「雪」を意味する「SNOW (s n o w)」の英単語が我が国でよく知られており、これが「スノウ」と読まれるからでしょう。これに基づけば、「i n o w」も「アイノウ」ではなく「イノウ」と称呼されるという審決の考え方も納得がいきます。もし、「アイノウ」と読ませたいのであれば、おそらく日本人なら「i K n o w」とか「i k n o w」といった構成の商標にしそうな気がしますが、いかがでしょうか。

なお、請求人のウェブサイトを確認したところ、「i n o w」の実際の読み方は「イノウ」のようです。請求人としては、とぼっちりのような拒絶査定を受けたという印象でしょう。

(弁理士 永露 祥生)

< 2023年8月3日 >